

平成29年度大磯町教育委員会第3回定例会議事録

1. 日 時 平成29年6月22日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前9時55分
2. 場 所 大磯町役場国府支所2階 第1・2会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
濱 名 三代子 委員
長 嶋 徹 委員
仲手川 孝 教育部長
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
森 田 敏 幾 参事（政策担当）
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 参事（歴史・文化担当）
山 口 章 子 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
早 崎 薫 生涯学習課図書館長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 教育長報告
7. 報告事項
報告事項第1号 平成29年第2回（6月）大磯町議会定例会について
報告事項第2号 大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱の制定について
報告事項第3号 幼保小中一斉引渡し訓練の実施結果について
報告事項第4号 大磯御船祭山車等修繕交付金交付要綱の制定について
報告事項第5号 郷土資料館の臨時開館について
報告事項第6号 企画展「ようこそアオバト^{がつかい}楽会へ ～新たに解明された
アオバトのふしぎ～」の開催について
8. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成29年度大磯町教育委員会第2回定例会を開催いたします。

本日は委員全員が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成29年度第2回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成29年度第2回定例会議事録」は、1ページから9ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成29年度第2回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、5月定例会開催後の平成29年5月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

5月から6月にかけて、各小学校、中学校では学年ごとに、春の遠足、修学旅行、キャンプなど、校外活動を実施しました。

5月26日、各市町村の教育委員を対象とした、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が大和市のやまと芸術文化ホールで開催されました。

翌5月27日は大磯中学校で、6月3日には国府中学校で運動会・体育祭が実施され、生徒が主体となって行事を運営し、生徒の躍動する姿を見ることができました。

6月2日から6月16日まで、大磯町議会6月定例会が開催されました。審議の内容につきましては、後ほど事務局からご報告いたします。

6月14日、今年も町内の公立・私立の保育園・幼稚園・小学校・中学校が一斉に避難訓練と引渡訓練を実施しました。詳しくは、後ほど事務局からご報告いたします。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

続いて、5月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事について、ご報告いたします。

要綱改正について、4件でございます。

まず、5月29日付けで「大磯町立小・中学校各種大会の出場児童生徒派遣費補助金の交付に関する要綱の一部を改正する要綱」の告示を行いました。こちらにつきましては、当該補助金の交付申請手続きにおいて、概算払いや前金払いができるよう交付申請書様式の所要の改正を行ったものであります。

続いて、5月30日付けで「大磯町特別支援教育就学奨励金交付要綱の一部を改正する要綱」、「大磯町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」の告示を行いました。こちらにつきましては、いずれも当該交付金の支給処理の過程において事務の効率化を図るために、当該交付申請書の様式中に、「金融機関コード」と「支店番号」の記入欄を追加するとともに、その他所要の改正を行ったものであります。

続いて、6月20日付けで「大磯町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部を改正する要綱」が告示されました。こちらにつきましては、幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額について通知があり、子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に対する補助基準額の一部を変更するとともに、当該補助金の交付申請手続きにおいて、保育料等減免措置に関する申出書の様式中に、「個人番号」の記入欄を追記するとともに、その他所要の改正を行ったものであります。本日の報告は、以上でございます。

報告事項第1号 平成29年第2回（6月）大磯町議会定例会について

教育部長） 平成29年第2回大磯町議会定例会の概要についてご報告します。

会期は6月2日から6月16日までの15日間です。

資料の1ページをお開きください。提出議案の一覧でございます。本定例会では、教育委員会の関連議案はございませんでした。

3ページをお開きください。6月定例会に提出された陳情の一覧表です。

表の一番下段、受理番号4が教育委員会関連の陳情です。

件名は「子どもたちにゆたかな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」です。

陳情者は、平塚市浅間町12-41 中地区教職員組合執行委員長島崎直人氏でございます。

4ページをお開きください。陳情要旨でございます。陳情事項の1が、少人数学級の実現と学級規模の弾力化を推進すること。陳情事項の2が、教育予算を増額すること、また、義務教育教科書無償制度を継続すること。陳情事項の3が、義務教育費国庫負担制度の堅持と、国の負担率を最低1/2まで拡充することでございます。

5ページから10ページが、陳情者から提出された資料でございます。

本陳情は福祉文教常任委員会に付託され、6月5日に審議された結果、採択0、趣旨採択4、不採択2で、委員会での結論は「趣旨採択」でございました。

主な意見として、1名の委員から体罰する教員を野放しにする教員を増やすことは納得できない。夏季休暇中の給与を満額支給することも納得できない。少人数クラスによりいじめ、不登校が減るのかは疑問との意見がありました。また、1名の委員からは部活動指導員の状況について質問があり、顧問の補助

的役割として12人の地域指導員者に協力をいただいている旨の答弁をいたしました。

そして議会最終日の6月16日に、福祉文教常任委員会委員長から本会議で審議結果の報告があり、委員会の結果どおり「趣旨採択」となりました。

続いて11ページをお開きください。6月8日、9日に行われた一般質問の概要についてご報告いたします。教育委員会関連として、4名から8問の質問がありました。下線部が関連質問です。

始めに、11ページ一番下段、二宮加寿子議員の1問目「健やかな子どもの成長を願って問う」でございます。

町長から、1点目の「自転車走行環境やヘルメット着用による考えと体制は。」については、自転車が安全で快適に走りやすい通行空間の整備を推進する必要があると考えており、国や警察、道路管理者等と協議し町内の自転車ネットワーク計画の策定を進めていると答弁がありました。

次に2点目の「義務教育の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）を小学校入学前（就学前）に前倒し支給をしては」については、就学支援制度は生活保護費を受給している家庭の児童生徒に対し援助費を支払っていると答弁がありました。

次に教育長から、学校長やPTAの代表など関係団体・関係機関で構成される「大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会」において、通学路の安全や交通安全指導に関する協議を実施している、また、小学校では自転車乗車時のヘルメット着用指導や、神奈川県警が作成する交通安全教材「チリリン・タイム」による交通安全啓発、さらに、自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を通じた実践指導などを行っていると答弁いたしました。

2点目の「義務教育の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）を小学校入学前（就学前）に前倒し支給をしては」につきまして、要保護児童生徒には入学時に「入学準備金」として一時扶助費が加算されているが、国の基準に基づく県の所管事務となるため、支給金額や支給方法について町の裁量が及ばない制度であると答弁いたしました。

再質問として、町の制度である準要保護児童生徒に対する就学援助費の入学前支給の考えはあるか等の質問、実施について課題を整理し前向きに取り組みを等の要望がありました。

次に、14ページをお開きください。上段の柴崎茂議員の2問目「職員の働き改革は可能か」でございます。教育長から、教育委員会では学校で日々生じるさまざまな課題の解決を図るため、職員の時間外勤務が増加している傾向にあるが、仕事と生活のバランスを図り、且つ、心の問題にも対応していくため、ノー残業デーの取組みを徹底し、更に働きやすい職場となるよう働き方改革に取り組むと答弁いたしました。

再質問として、滋賀県に職員が教育委員とともに出張した目的は、これは税金の無駄遣いではないか、出張を許可したのは誰か、等の質問がありました。

次に3問目の、「教育委員会に問題はあるか」でございます。町長からは、学校教育の関係については、児童、生徒が確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育の実現をめざすとともに、教職員の指導力の向上及び学校組織の活性化等、教育環境の整備を図ることが重要であると考えている。また、生涯学習については、地域における生涯学習活動の活性化を支えていく必要性、及び地域文化を未来に引き継ぐための環境整備が重要と答弁がありました。

次に教育長から、4月1日付けで教育長のほか3名の幹部職員の人事異動により事務の混乱や停滞を招かないよう、速やかな事務引継ぎを指示と答弁いたしました。

学校教育課における課題として、「中学校給食の改善」、「平成26年度の国府中学校修学旅行の問題」、「大磯小学校グラウンド整備」及び「大磯小学校の灯油漏れ事故」が主な懸案事項となっていると答弁いたしました。

まず「中学校給食の改善」については、栄養士が献立の作成に生徒達の意見の取り入れ、中学校の教員等との「献立打ち合わせ会」の開催、小学校の栄養教諭との意見交換及び委託業者の調理責任者との新メニューのための打ち合わせ等を行い改善に努めていると答弁いたしました。

次に国府中学校修学旅行問題については、引き続き教育委員や関係機関等と調整を図りながら慎重に対応すると答弁いたしました。

次に「大磯小学校グラウンド整備」については、事故防止の防球ネット設置について、今年度、専門業者の協力により調査研究を進めていくと答弁いたしました。

次に、「大磯小学校の灯油漏れ事故」については、中校舎屋上について既に洗浄が終了し、地中埋設管周辺において地下ボーリング調査をふまえた灯油漏れの影響調査を実施、さらに雨水貯留用水槽内へ流入した灯油について、水質汚濁防止法に基づく排水基準数値以下の濃度であったことをふまえ、灯油の除去について効果的な方法を検証し処置を行うと答弁いたしました。

最後に、生涯学習課における課題として、旧吉田茂邸の管理運営及び文化財の継承問題等について答弁いたしました。

再質問として、教育長はなぜ文書による引継ぎを行わないのか、教育長は、たかとり幼稚園の雨漏り関連予算の有無を承知しているか、幼稚園に教育委員会職員の身内が勤務していることは問題でないのか、等の質問がありました。

次に15ページをお開きください。上段の玉虫志保実議員の1問目、「旧吉田茂邸落成記念式典への児童・生徒参加について」でございます。

町長からは、旧吉田茂邸は、敗戦後の日本のかじ取りを決断した今日の日本の原点とも言える地であり、人材育成の場でもあった。この建物の再建は多くの方々の支援の賜物であり、再建に尽力いただいた方々に感謝の意を述べ、再建を広く全国知らせるため落成記念式典を開催。次代の大磯を担う子どもたちには式典の経験を通じ、再建した旧吉田茂邸の価値、意義について学んでもらいたいという思い、そして来賓に町をあげて感謝の意を表すという意味もこめて合唱をしてもらったと答弁がありました。

次に教育長から、旧吉田茂邸の再建は日本の歴史や本町の歴史を未来に語り継ぐうえで重要な意味を持つものであり、歴史的な落成記念式典の場に立ち会うことは児童・生徒にとってたいへん貴重な経験であり、また、式典参列者に対する感謝の意を表すために小中学生による合唱・合奏をお願いしたと答弁いたしました。

また、テロ対策については、警備面から一般客のいない大磯プリンスホテルを会場とし、県警の協力や警備会社への委託などで万全の警備体制を敷き安全対策を図ったと答弁いたしました。

また、『ふるさと』を合唱曲として選定した理由は、来場者の誰もが口ずさめ、年齢性別問わず親しまれている曲であり、小中学生の合唱曲として適切である等の理由から選定したと答弁いたしました。

再質問として、子どもを政治利用しているようで好ましくない、などのご意見をいただきました。

次に5問目の、「大磯町立中学校給食について」でございます。

町長からは、中学校給食は約3年かけて検討した結果導入を決定したもので、献立は町の栄養士が小学校の栄養教諭からの意見や、委託業者との話し合いなどをつうじて立てており、さらに子ども達の意見を聞きながら工夫や改善を重ね、改良していきたいと答弁がありました。

次に教育長から、1点目の「現在の契約期間に、より給食をおいしいもののできるのは栄養士の力だけなのか。他にはないのか。」については、町の栄養士が献立を立てる際には、生徒達の意見の反映に努めるとともに、中学校の教員をメンバーに加え毎月開催している「献立打ち合わせ会」などで献立の検討をしていると答弁。さらに、小学校の栄養教諭との意見交換や、委託業者の調理責任者との定期的な打ち合わせにより新メニューの開発に努め、よりよい給食に向けた研究を進めていると答弁いたしました。

2点目の、「契約終了後の方向性を決定する為の検討委員会の始動はいつか。」については、平成31年4月以降の中学校給食の在り方を検討するため、6月から生徒・保護者や教職員の意見を伺うための「懇話会」を開き、生徒会を中心にとりまとめもらう率直な意見も参考にしながら、今年度中に報告書のとりまとめを予定していると答弁。この報告書をふまえ、平成32年度に教育委員会検討会で意見書を取りまとめ、これを参考に中学校給食の継続について準備を進めると答弁いたしました。

再質問として、子どもたちに人気の「まぐろのオーロラ和え」の後味が悪いのは調味料のせいであり、調味料を変えればおいしくなる。また、きゅうりの輪切りの一部が斜め切りになっているなど、調理方法に問題があるとの指摘をいただきました。

次に16ページをお開きください。鈴木京子の1問目、「中学校給食の抜本的見直しについて」につきましては、町長からは、先ほどの玉虫議員の5問目の質問に対する答弁と同様の答弁がありました。

次に教育長から、残食率が高いという質問に対して、委託業者から確認している残食率は小学校給食よりも高く、特に野菜を多く残す傾向があるが、献立に関して「美味しい」と言われるメニューが増えてきたと答弁いたしました。

その他、今後の改善に向けた取り組みについて、玉虫議員に対する答弁と同様の答弁をいたしました。

再質問として、大磯中学校の「スクールランチを考える会」が独自に残食率を調査した結果、おかずの残食率が日によって7割になった現実をどう捉えるか等の質問や、足りない生徒に対する補食は遅くとも2学期から認めるべき、などの意見がありました。

次に3問目の「大磯町職員の働き方改善について」につきましては、教育長から、柴崎茂議員の2問目の質問に対する答弁と同様の答弁をいたしました。

平成29年第2回大磯町議会定例会の概要報告は以上です。なお、本会議の会議録は、後日町のホームページに掲載されますので、詳細についてはそちらでご確認いただきたいと思います。説明は以上です。

質疑応答) 質疑なし。

報告事項第2号 大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱の制定について

学校教育課副課長) 「大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱」の制定について報告いたします。

大磯町では、社会状況の変化や保護者のニーズも高まるなか、平成24年に「大磯町立中学校給食に関する懇話会」を立ち上げ、約3年の検討が行われた結果、食育の観点から大磯町立中学校生徒全員給食、通称「スクールランチ」を平成28年1月より開始しております。

スクールランチは、予算も含めたさまざまな検討の結果、デリバリー方式、調理配送委託方式という、町の栄養士が献立を立て、食材を用意し、それを委託業者の調理場で調理し、町の中学校に配送するという方式をとっております。そしてこの委託契約は3年3カ月、平成28年1月から平成31年3月末までで終了となります。

そこで、平成31年4月からの中学校給食のあり方を検討するため、この6月から5年ぶりに、この「大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱」に基づき「大磯町立中学校給食に関する懇話会」を改めて発足いたしました。そして懇話会の構成員の、保護者、教職員、町職員が広く生徒・保護者・教職員の意見を聞いて話し合いを行い、その結果を懇話会としての「報告書」にまとめ、今年度中に「教育委員会検討会」に提出する予定であります。

第1条から第3条にあるとおり、この懇話会は、中学校給食に関する事項について意見交換を行うための会です。また第4条には会の構成員が示されています。

おめぐりいただきまして、附則をご覧ください。この告示は、公表の日から施行し、平成29年6月1日から適用されています。

先週6月13日に第1回が開催され、10月には第2回目を行います。夏休み前には懇話会としてのアンケートを生徒・保護者・教職員対象に実施する予定です。

「大磯町立中学校給食に関する懇話会設置要綱」の制定についての報告は以上です。

質疑応答)

長嶋委員) 第4条の16名以内の構成員というのはどういう形になるわけですか。その他は。

教育長) (7)のその他ですね。

長嶋委員) いえ、第4条の3項ぐらいまでは全部、校長とかは言っていたようですから、その下の人たちの人選というか、構成員というのは。

学校教育課副課長) 第4条の(1)に関しましては、小中学校のPTA代表ということで、4校ありますので4名。それから、中学校長が2名、小学校長が2名。それから、(4)は栄養教諭、栄養職員が小学校各1名ずつおりますので2名。(5)の大磯町立中学校教員代表というのは、5年前の要綱にはなかったのですが、現在は給食がもう中学校のほうで実施されておりますので、実際に生徒たちと給食を毎日食べている担任の先生、養護教諭。それから、家庭科の食育の授業を行っている教諭として、代表4名が参加しております。

それから、スポーツ健康課の職員は5年前も栄養士が入っていたと思いますが、そちらでまた継続して入っていただくことになります。

「その他教育長が特に必要と認める者」というのは、その会議のときに必要と思われる人に参加をお願いする予定でございます。

濱名委員) 第8条にあります「構成員以外の者」というところで、会議に出席を求めるといのはどのような方ですか。

学校教育課副課長) 第8条につきましては、先ほど構成員については第4条にあるとおりなのですが、構成員以外の人に、例えば保護者であるとか、ここでぜひ意見を聞きたいという地域の人であるとか、そういうニーズがありましたときに、会で認めて出席をお願いすることもあり得るということで、そこは入れさせていただきました。

濱名委員) その必要性を、どなたがどのように決めることができますか。

学校教育課副課長) 懇話会のメンバーで必要と認めるときは、出席をお願いすることはあります。

濱名委員) 大磯中学校の保護者の中で、随分とこれまでアンケートを行ったり、活動をしているのを見たことがあります。一度何かの用事で中学校に行ったときに、残食率を秤ではかってやっていると少し拝見したのですが、そのような方たちもメンバーに入れることは可能ですか。

学校教育課副課長) 第4条の(1)のPTA代表というのがありますけれども、基本的には学校代表としてPTAの方が、PTA会長さんが主なのですが、学校の保護者の皆様の意見を集約して聞いて、その会の中で共有するという形をとっておりますので、保護者の意見はそちらでかなり反映されてくると考えております。

ただ、先ほども申しましたように、第8条の中で、懇話会の中で出席を求めて認める場合は、そういう保護者の方々の意見を聞くということで、会の構成メンバーというよりは意見を聞く場というのももちろん設けることはできますので、必要性があればそれもあるかと思えます。

濱名委員) 少し心配だったのは、学校のPTA会長の方が保護者の代表として意見を言うべきところが、これまでの、町立小磯幼稚園のときもそうでしたし、月京幼稚園がたかとり幼稚園に変わるときもそうだったので、PTAの代表の方というのは、別に保護者の意見を代表して言うわけではなかったのです。そういうところで、やはり外部の人からも、もし出たいという意見があったら参加させていただきたいなと思って言いました。

青山委員) やはり第4条のところなのですが、この話を進めていくに当たって、子どもたち、生徒会や生徒たちがどのように考えているかということについては、生徒に対するアンケートをもって子どもたちの給食に対する意見を拾い上げていく、反映させていくというお考えでしょうか。直接この構成員に入れるわけにはいかないと思うのですが、その辺はどのようにされる予定ですか。

学校教育課副課長) 実際に毎日食べている中学生の意見というのはとても貴重なものだということは皆理解しております、ここでアンケートを実施して子供たちの意見を聞くとともに、中学生には生徒会活動がありますので、生徒会

のほうにも投げかけて、意見をきちんと吸い上げられるようにということはしていきたいと考えております。

青山委員) 先ほどの議会報告の中で、議会中継を見ていたのですが、鈴木議員の質問に対して教育長が、懇話会については生徒会や保護者の意見もいろいろ入れていくというお話をされていたように思いますので、その辺についてもしっかりと声を聞いていくという方向で進めていっていただきたいと思っております。

報告事項第3号 幼保小中一斉引渡し訓練の実施結果について

学校教育課副課長) 平成29年6月14日(水)に行われた「大磯町幼・保・小・中一斉避難訓練及び引き渡し訓練」について報告させていただきます。

町内の園児・児童・生徒およびその保護者の方々が参加し、滞りなく実施されました。

内容ですが、町内の公立・私立の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校が、同一の想定で行う合同訓練でした。今年度も2つの訓練、「大地震発生時の安全確保と避難行動の訓練」、「津波警報解除後の引渡し訓練」を同日に行いました。それぞれの訓練の目的は、4番の①②にある通りでございます。次に訓練の想定としては、5番にあるとおりでございます。

参加した園・学校は、6番でございます、幼・保・小・中・高校です。大磯高校につきましては、引き渡し訓練は行わず、避難訓練のみの参加でございました。

7番、訓練の周知の方法ですが、区長連絡協議会や民生委員児童委員協議会、6月号の広報「おおいそ」、町内全戸回覧、町の掲示板、各園・学校保護者へのお知らせ、町のホームページ、記者発表、そして今年は防災ミーティングにおいても周知を行いました。

8、訓練の流れとして13時15分から訓練の事前予告を防災行政無線で放送。大磯・国府中学校3年の女子生徒2名による、子どもの声での訓練の目的を説明いたしました。

13時30分に地震発生。防災行政無線による緊急地震速報を合図に、訓練を開始。同時刻に発生した状況下で、各園・学校が置かれている地理的条件を踏まえ、安全確保と避難行動。施設内で高層階に逃げる等の訓練を行い、まずは園・学校に応じた対応を実施いたしました。

14時00分に津波警報が解除されたという想定で、引渡し訓練へと移り、各園・学校は子どもたちの安全確認と引き渡し体制を整備。保護者は、津波警報解除後の状況下で、安全な経路を検証しながらの徒歩での引き取りを実施し、引き渡し後は、子どもとともに経路の確認と、被災した際の家族の集場所等、家族での話し合いをお願いしました。

おめくりいただきまして、その他としましては、地域に対しても緊急地震速報を合図に身を守る行動「シェイクアウト」の実施の呼びかけ。また、実際に学校に来て子どもたちの避難の様子を見る、引渡し訓練の下校中には地域での「見守り」等のご協力をいただきました。

写真は、各園・各校の訓練の様子、上段左写真から国府中学校、右はたかとり幼稚園、中左は国府小学校、右は大磯小学校、下段は大磯中学校の訓練の様子です。大磯中の左のほうの写真は、シェイクアウト訓練中の様子です。

10、各校・各園からの反省ですが、今年で3回目ということで、保護者の迎えがとてもスムーズであったこと、ただMCA無線につきましては、今年から毎月1日と日を決めて練習を積んでまいりましたが、今回、途中で切れてしまった園・学校がありまして、検証しているところです。全ての訓練の終了時刻は15時39分でした。訓練の報告は以上です。

質疑応答)

曾田委員) 恐らくこれは、直近の平成21年3月11日の東日本大震災の地震等をモデルにして訓練されていると思うのですが、大磯町の小学校、中学校が創立されてから100年以上、あるいは100年近くそれぞれあると思いますが、過去、私は記憶が余り定かではないのですが、小さい地震とかその他はあったかもしれませんが、過去にどのような事例が、地震とか津波とかがあって、それにも基づいている訓練の一つなのか、それとも直近の東日本大震災なのか、その辺を教えてくださいませんか。

学校教育課副課長) やはり委員がおっしゃったように東日本大震災が直近であり、100年近い歴史の中でも大きな災害であったと認識しておりますので、この訓練に関しても、そのときのことを考えて、子どもたちをどう安全に導いたらいいかという訓練をしております。

曾田委員) 結局、小学校については、もう既にわからない子どもたくさんいるわけです。中学校はまだ、多少覚えがあるということもありますから、大人は別としまして、それだけいろんな訓練に大切なことがたくさん出てくると思いますので、これからも反省点もあろうかと思っておりますけれども、さらに充実したものをつくり上げていただければと考えております。

濱名委員) 私も引き渡し訓練に参加してまいりました。地域の子ども、自分の子どもがずっと私が忙しくて地域の方に面倒をみてもらっていたものですから、今度は私が見る番だと思っておりますので、知っている子が、親がなかなかこの時間には帰って来られないということを聞いて、「私が引き取りに行きましょう」ということで行ってまいりました。

実際行ってみたら、結構おじいちゃん、おばあちゃん、私のような地域の人も来ていることも多いのだなということもわかりました。帰ってくるときに子どもに、今はどんな訓練だったかということを確認すると、まずシェイクアウトの後に先生の指示で、みんなで3階に上がっていたよと。そこから解除がされてから降りてきて、14時の引き渡しというような流れであったと言っておりました。その子は小学校1年生なので、小学校での訓練は初めての話だったのですけれども、毎年やっていくと安心ではあるのかなというふうには一つ思います。

本当に地震があった時は、本当にこういう状況になって、親が私たちみたいに東京で仕事をしていたり、帰って来られなかった場合というのは、中学

生に兄弟がいたりしたときは、その兄弟を引き合わせるということにはできるのですか。ということも疑問に思いました。

学校教育課副課長) 引き渡しに関しては、引き渡し名簿というのを事前に保護者に出していただいて、名簿にある方が必ず引き取りに行くということになっておりまして、引き渡しの名簿にない人が当日行くこともあると思うのですが、今回の訓練の場合も、事前にそれはお知らせしてくださいということで、事前にわかっている大人が迎えに行くということで今まではやっております。ですから、原則としては引き渡し名簿にある、もしくは事前に連絡がある大人が迎えに行くというのが大原則だとは思っております。

ただ、本当に有事の際には、保護者が行けない、お兄ちゃん、お姉ちゃんが迎えに来るとすることも想定されると思いますので、そのときどうするかというのは、まだ学校とは話がされていないところですので、そういうこともあるかもしれないということは学校のほうに投げかけて、これから検討していきたいと思えます。

濱名委員) 私の名前は結構いろんな人の引き渡し名簿に入っていると思います。そういうときに使ってくださいと、親戚の住まいが遠いとか、祖父母に頼れないというときはぜひ使ってくださいということでやっていますので、引き取りに行った子の引き渡し名簿の中には入っているはずですよ。

聞いていたのは、本当に災害があったときに、中学校と小学校に兄弟がばらばらにいるときに、夜になっても親が迎えに来られない場合、子どもたちを集合させるとか、兄弟を引き合わすということにはできるのですか、ということですよ。

学校教育課副課長) 実際、訓練の中でもどうしても最後のほうになってしまう、なかなか保護者が来られないという家庭が何人かは残ります。それは多分、もし兄弟が小中にいたら、同じ家庭の子が残るということは想定されると思います。小学校と中学校、若干距離的には離れている中で、それを引き渡すかということのところまでは、まだ小中の連携ができていないところなのですが、ただ実際にはそれは想定されることですので、それは小中の訓練の中に検討事項として含めたほうが良いというふうに変更して感じましたので、それもお伝えさせていただきます。

濱名委員) あと質問とかではないのですが、放送が中学生の2名の女生徒だったと思うのですが、すごく活舌がよくて聞き取りやすく、ふだんの放送もそれぐらいの活舌でやっていただきたいと思います。

報告事項第4号 大磯御船祭山車等修繕交付金交付要綱の制定について

生涯学習課長) 大磯御船祭山車等修繕交付金交付要綱の制定についてご説明いたします。

平成26年7月に故・船橋俊通さんのご遺族から、町指定となっている御船祭の保存・維持管理などのためにと、500万円のご寄附をお受けし、町で保管をしております。今年度、既存の大磯町指定文化財補助金交付要綱によ

り補助金として執行を予定していたところですが、山車の修理のための活用を希望されておられましたので、新たな要綱を制定し、寄贈者の意図に沿うように保存会に対し助成を行うことを目的として制定をしたものです。

表紙を1枚おめくりください。第1条が趣旨、第2条は対象、第3条は額についてです。第4条は申請、5条は交付決定について、第6条は交付方法、第7条は請求についてです。第8条では、交付金ではありますが実績報告を求め、修繕の執行を確認することとしています。第9条では、概算払いに対する額の確定、第10条では保存会での書類の整備、保存について規定しています。また、附則では、今年度の修理事業から適用すること、今年度と来年度の修理という2年継続事業とし、平成31年度3月31日限りの時限要綱とする旨を規定したものです。

次ページからは4頁から7頁は第1号から5号の各様式です。

質疑応答)

青山委員) 質問なのですが、後ろの報告書の第4号様式の交付金実績報告書の中で、一番下の4番に収支決算を書くところがあるのですが、これについては領収書とか具体的なものを添付させるという内容になるのでしょうか。

生涯学習課長) こちらにつきましては、収支ですから歳入と歳出を書いていただき、請求書と領収書の確認をさせていただきます。

青山委員) わかりました。わかるように報告するという形でやれば良いと思います。

報告事項第5号 郷土資料館の臨時開館について

郷土資料館長) 報告事項第5号「大磯町郷土資料館の臨時開館について」説明させていただきます。

資料1頁をご覧ください。大磯町郷土資料館条例第5条第2項に基づき、毎月1日は一般公開しない日と定めておりますが、大磯町郷土資料館本館並びに別館の一般公開日を臨時に変更するものです。

一般公開日に変更する日は、平成29年10月1日(日)に、本館と別館を、平成29年7月1日(土)に別館を、臨時に開館するものです。7月1日は、本館は燻蒸期間中であるため休館となります。

臨時開館の理由としましては、大磯町郷土資料館本館並びに別館の利用促進・サービス向上を目的とするものです。

2頁は本館ならびに別館の利用案内、3頁は大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。

質疑応答)

長嶋委員) 5月までの予測以上の来館者が言われているのですがけれども、それ以降、6月現在はどうのような状況で、来館人数などのご報告がいただけたらありがたいです。

郷土資料館長) 来館者につきましては、4月開館以降、非常に多数の方においでいただきまして、4月いっぱい、ひと月で1万6,250人。5月につきましては、特に連休中、1日1,000人を超える来館者がお見えになりまして、月間1万7,549人でございます。6月に入りまして、昨日までで4万2,123人でございます。

長嶋委員) 累計でございますね。

郷土資料館長) そうでございます。

報告事項第6号 企画展「ようこそアオバト^{がっかい}楽会へ ～新たに解明されたアオバトのふしぎ～」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第6号、企画展「ようこそアオバト楽会へ ～新たに解明されたアオバトのふしぎ～」の開催について、ご説明させていただきます。

資料1頁をご覧ください。今回の展示は、平成29年度第1回企画展として、平成29年7月15日(土)から9月3日(日)まで、42日間の開催を予定しております。

今回の企画展の趣旨といたしましては、大磯照ヶ崎のアオバト集団飛来地は平成8年に神奈川県天然記念物に指定されており、また平成22年には町の鳥に制定されております。県指定から20年、町の鳥制定から5年が経過したことを契機にアオバトの生態を広く普及することを目的としたものであります。

刊行物については、リーフレットを作成し、資料記載のような関連企画を予定しております。

今回の企画展については、各媒体への周知、リーフレットの配布やホームページなどでも周知を図ってまいります。

質疑応答)

曾田委員) 平成8年2月ということになってはいますが、初めて確認されたのはある程度、少し前だろうと思いますが、その点はお分かりでしょうか。

郷土資料館長) アオバトの集団飛来につきましては、恐らく非常に昔から飛来してきていたものと思われまして、アオバトの集団飛来地ということで照ヶ崎海岸はある程度は周知されておったのですけれども、平成8年に指定されたことによって、より知名度が高まったという理解をさせていただきます。ですので、飛来自体は昔からあつたろうというふうに考えております。

曾田委員) どのぐらい昔でしょうか。大体で結構です。

郷土資料館長) いつからというのは、ちょっと確認ができませんけれども、かなり長い年数の単位で飛来が行なわれていたのではないかと考えられます。

(その他)

事務局) 次回の教育委員会定例会は、7月20日、木曜日、午前9時から、郷土資料館で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成29年度大磯町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございます。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成29年 7月20日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____